

中小企業の設備投資(生産性向上)を支援します！

生産性向上特別措置法に規定する『先端設備等導入計画』を作成し、市の認定を受けた中小企業者等は、次の支援措置を受けることができます。

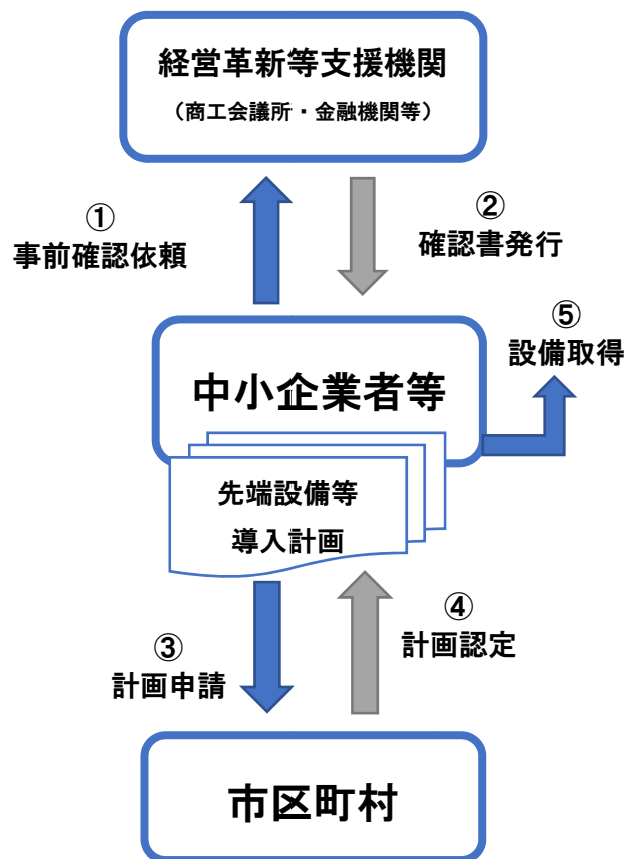
- ①税制措置… 春日井市では3年間、取得設備の固定資産税の負担がゼロになる
※固定資産税の特例適用には、新規取得設備に係る工業会証明書が必要です
 - ②金融支援… 民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができる
 - ③予算支援… 一部の補助事業において優先採択等を受けることが可能となる
- ※受けられる支援の内容によって、一定の要件があります

■先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度(注釈)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること (注釈)直近の事業年度末 労働生産性の算定式 (営業利益+人件費+減価償却費) ----- 労働投入量 (労働者数または労働者数×1人当たりの年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【対象設備】 機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○導入促進指針および導入促進基本計画に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○経営革新等支援機関(商工会議所・金融機関等)において、事前確認を行った計画であること

詳細は、春日井市役所 HP(<http://www.city.kasugai.lg.jp/>)をご覧ください。

■先端設備等導入計画の認定フロー



商工会議所にご相談ください



申請前に経営革新等支援機関で確認を受けた計画が対象です！

■相談先 春日井商工会議所 経営支援課 TEL：81-4141